

役員報酬規程

社会福祉法人開く会

(目的)

第一条 この規程は、定款第9条及び第23条に基づき、役員等に対する報酬の支給に必要な事項を定める。

(定義等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と顧問を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 執行役員とは、理事のうち、業務執行にかかわるものをいう。
- (5) 顧問とは、理事長の委嘱により法人に助言や答申をするものをいう。
- (6) 報酬とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の額)

第三条 役員等の報酬は別表1の記載額を上限額として定める。

- 2 常勤の理事が事業所長を兼務する場合は、定められた役員報酬額から職員給与分を減じた額を役員報酬として支払う。

(報酬及び費用の支払い方法)

第四条 報酬及び費用の支給の時期は、別表1に「出席毎」と記載のあるものについてはその都度、それ以外は毎月25日に支給する。

- 2 報酬及び費用の支払いは現金または了解を得て銀行振込により行う。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員賞与)

第五条 法人への貢献が大きく、理事会で承認が得られた場合、役員賞与を支給することができる。賞与の額については評議員会の議決を経て決定する。

(補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項が発生した場合は、評議員会の承認を受けて行う。

(改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は、平成二十年四月一日より施行する。

附則 この規程は、平成二十二年四月一日より施行する。

附則 この規程は、平成二十九年六月二十五日より施行する。

附則 この規程は、二〇一九年四月一日より施行する。

別表1

理事長	年額	10,000,000 円
副理事長	年額	8,200,000 円
常務理事	年額	7,200,000 円
執行役員(非常勤)	1 日	20,000 円
顧問	半日	10,000 円
理事	出席毎	10,000 円
監事	出席毎	10,000 円
評議員	出席毎	5,000 円